

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（海中の障害物）
発生日時	令和4年10月9日 02時05分ごろ
発生場所	福井県越前町米の浦漁港西方沖 干飯埼灯台から真方位263° 4.8海里付近 （概位 北緯35°52.7′ 東経135°53.9′）
事故の概要	漁船海昌丸は、南進中、海中の障害物に衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 海昌丸、14トン FK2-1888（漁船登録番号）、個人所有 第244-15339号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	舵軸に折損、舵板が脱落、船底部に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、底引き網漁を始めようとして漁具を海中に投入しながら約10ノットの対地速力で南進中、船尾部から衝撃音が3回聞こえた後、主機の回転数が下がった。</p> <p>船長は、主機のクラッチを中立にして周囲の海面を見渡したが暗くて何も見えず、クラッチを前進に入れたところ舵が効かなかったので航行を断念し、漁具を回収して僚船の船長に携帯電話で救援を依頼した。</p> <p>本船は、来援した僚船により越前町越前漁港（厨地区）にえい航された。</p> <p>船長は、本船を上架して船底を確認したところ、舵軸が同取付用フランジ下部で折れて舵板がなくなっていたほか、船底部に擦過傷及びプロペラ翼に曲損を認め、修理業者に修理を依頼した。</p> <p>修理業者は、舵軸の折れた部分に腐食等の異常は見当たらなかったため、航行中に海中の障害物と衝突して、船底部に擦過傷等を生じ、舵軸が折れて舵板が脱落したのではないかと思った。</p> <p>船長は、令和4年9月ごろに本船を上架し、舵板及び舵軸を点検した際、異常を認めていなかった。</p>
分析	本船は、南進中、海中の障害物と衝突し、舵軸が折損して舵板が脱落したものと考えられるが、衝突した障害物については、明らかにすることはできなかった。

原因	本事故は、夜間、本船が、南進中、海中の障害物と衝突したことにより発生したものと考えられる。
-----------	---